

税務かわら版



Vol. 7 平成19年秋号

税理士 村野憲一事務所
〒104-0061
東京都中央区銀座1-22-12
藤和銀座一丁目ビル8階
TEL 03-3561-3824
<http://www.murano-tax.com>
担当 長須賀

秋の気配が感じられるようになりました。貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今回のトピック「年末調整・所得税確定申告に備えて」

今年もはや4分の3が過ぎ、年末調整の時期が迫ってまいりました。今年にご承知の通り所得税から住民税への税源委譲、定率減税の廃止が目玉であります。納税者にとっての優遇措置を含む住宅関連の改正・適用がありますのでご案内致します。

住宅ローン税制

上記の税源委譲に伴う改正です。

1. 18年度以前に既に住宅ローン控除の適用を受けている方

上記の税源委譲により所得税が少なくなることにより、控除額が所得税から控除しきれない場合が想定されますが、控除しきれない分を翌年の住民税から控除することができます。そのためには「住民税住宅借入金等特別税額控除申告書」をお住まいの自治体に3月15日までに提出しなければなりません。

2. 19年度にローンにより新たに住宅を取得した方

上記の税源委譲に伴い、各年の控除額を少なくするかわりに、現行制度よりも長い期間（15年）控除を受けられる制度が選択できます（現行の控除は10年間。現行制度との選択が可能です。途中変更はできません。）。

バリアフリー改修促進税制

1. 概要

19年4月1日以降、自宅につき、ローンにより特定のバリアフリー改修工事を含む増改築を行い、居住している方は、現行の増改築ローン控除よりも条件によっては有利な控除を受けることができます（上記住宅ローン控除の条件も満たしている場合は、選択が可能です。途中変更はできません。）。

2. 内容

増改築ローン1千万円まで、5年間にわたって年末残高の1%を税額控除できます。このうち、特定のバリアフリー改修工事費用に係る部分（2百万円まで）については年末残高の2%を控除できます。

3. 条件

ご自身が50歳以上、要介護認定等を受けている方、または障害者である方か、要介護認定等を受けている方や、障害者、または65歳以上の方と同居されている方が、30万円超の一定のバリアフリー改修工事（手すりの設置、屋内の段差の解消等）を行った場合。

4. 補足

特定のバリアフリー改修工事を行うと、ローン、自己資金にかかわらず、翌年分に限り、住宅の固定資産税が3分の1に軽減されます（但し65歳以上、要介護認定等を受けている、または障害者である方が居住する住宅が対象となります。）。

地震保険料控除

従来の損害保険料控除が廃止され、地震保険にかかる保険料のみ、地震保険料控除として、最高5万円が所得から控除されます（経過措置として、18年度までに契約した長期損害保険の保険料については、従来通り15,000円を限度に所得控除が適用されます。）

以上